

よみがえれ！  
有明訴訟弁護団  
(後藤富和)発行  
092-894-1781  
090-9602-0700

# 認識の誤り露見 (長崎県回答)

## 基本的事実誤りに誤り

よみがえれ！有明訴訟原告団・弁護団が、8月12日、長崎県知事に対して行った要請に対し、9月5日、長崎県農林部諫早湾干拓室長から文書による回答があった。その内容は、基本的な事実について誤りのあるものであり、長崎県が誤解に基づいたまま諫早干拓事業を推進し、開門を命じた佐賀地裁判決に反対していることを示すものであった。

## 湛水被害に効果？

長崎県は、潮受堤防及び調整地による防災効果について、十分に評価できると回答した。原告団らは、湛水被害データを示した上で回答するよう求めていたが、長崎県が示したのは平成11年7月の1例だけであった。農水省が公開している諫早湾後背地の湛水被害のデータによると、排水門締切以前の15年間でわずか7回の湛水被害の発生であったのが、締切後の11年間で15回もの湛水被害が

発生しており、水門締切前後で被害が約3倍に激増していることが明らかとなっている。このような客観的データがあるにもかかわらず、それを明らかにせず防災効果を十分に評価できるとした長崎県の姿勢は県民、特に後背地住民を欺くものであるといわざるを得ない。

## 開門で激流？

長崎県は、開門すると調整地の水位がプラス2・5mまで上昇することや排水門付近に激流が生じることを理由に潮受堤防上道路の交通に支障が出ると回答した。

この点に関し、そもそも農水省は、毎秒1・6mを超える早い水流になると底泥の巻き上げや堤防の安全性に支障が出ると主張しているが、九州大学の経塚教授の研究により排水門付近の流速を毎秒1・6mに抑えつつ開門すること(もぐり開門)が現状の設備のままでも可能であることが明らかになっている。さらに、実際には、毎秒3mを超える早い流速であっても何ら支障は生じておらず、県の回答は

完全な事実誤認である。さらに、調整地の水位についても経塚教授の提案は最大でも海拔0mまでしか上昇させないものであり、しかも同教授はそれ以下に抑えることも容易だとしており、プラス2・5mとは主張していない。この点についても事実誤認がある。



長崎県庁前で訴える長崎と佐賀の漁業者

## 漁業被害根拠示さず

長崎県は開門によって漁業被害が生じると主張するが、この点に関し、原告団らは、実際に開門した短期開門調査時に漁業被害が生じたのか根拠を示すよう要求した。これに対し、長崎県は、「諫早湾内でアサリ等の漁獲高の減少が確認されたため、国が補償を行うことは承知している」と回答するのみで、漁獲高の推移など客観

的データを示すことをしなかった。短期開門調査時の漁業被害については、小長井漁協(長崎県諫早市)の松永秀則が国会議員と農水省とのヒアリング(5月22日)において「被害が出ようが出まいが、被害が出たこととして補償を出す」と『偽装』を持ちかけられたことを明らかにしており、開門拒否のため被害を偽装した疑いが濃厚となっている。

## アオコ問題なし？

長崎県は、調整地のアオコの問題について、琵琶湖や霞ヶ浦でも『普通に発生』していることを根拠に問題ないと回答。しかし、調整地のアオコには、極めて高い毒性を持つミクロシスチンが多量に含有されていることから、研究者らは人体に対する危険性を指摘している。長崎県は、このミクロシスチンの毒性に触れることなく問題ないと断言しており住民の生命健康を軽視した発言といわざるを得ない。

## 長崎県悪質デマ宣伝

長崎県が、国会議員と農水省とのヒアリングの内容を知らないのか、それともそれを知りつつ県民にあえて真実を伝えようとしていないのか明らかでないが、このようなデマとも言える情報を流す長崎県の姿勢は悪質であると言わざるを得ない。